

要介護認定の事務処理等について

	(頁)
I. 要介護認定の事務処理の概要について	1～12
II. 短期間に繰り返し行われる要介護認定の申請への対処について	13～14
III. 訪問調査の委託契約書標準様式	15～17
IV. 要介護認定等の有効期間について	18～23
V. 施行前準備行為としての要介護認定と審査請求の処理について	24～26
VI. 平成11年度の要介護認定等に係る様式集	27～32
VII. 国保連合会における保険者共同処理について (主治医意見書料及び認定調査委託料について)	33～34
VIII. 支給限度額管理の運用について	35～43

この資料は、関係者の準備に資するため、現段階で考えられる事項を整理したものであり、今後、医療保険福祉審議会の審議等に伴い変更がありうる。

要介護認定・介護支援チーム

要介護認定の事務処理の概要について

1. 要介護認定の申請

(1) 申請者

- ①被保険者本人
- ②被保険者の家族等
 - ・ 民法上の代理
- ③指定居宅介護支援事業者及び介護保険施設
 - ・ 介護保険法上の代行
 - ・ 申請書に事業所名等の記名押印が必要
- ④社会保険労務士
 - ・ 社会保険労務士法に基づく申請代行

(2) 申請書類

①要介護認定申請書

○記載事項

- ・ 氏名、性別、生年月日、住所
- ・ 主治医の氏名、医療機関等
- ・ 更新認定の場合等、既に要介護認定を受けている者の場合は、その旨及び現在の要介護認定有効期間満了日
- ・ 第2号被保険者の場合は、その旨及び特定疾病名

○申請代行の場合は、申請代行者名を記名押印

②被保険者証の添付

- ・ 第2号被保険者は基本的に被保険者証の交付を受けていないことから、提出不要。（既に交付を受けている場合は提出必要）

③医療保険被保険者証等の添付

- ・ 第2号被保険者の場合のみ
- 第1号被保険者の場合は、不要。

(3) 申請時期等

①更新認定

○認定の有効期間の満了前60日前以降、認定の有効期間満了の日まで申請可能

○災害等の特段の事情のある場合には、有効期間満了後であっても特段の事情の消滅後1月以内であれば更新認定可能

○できるだけ、有効期間満了前30日までに申請することが望ましい。
このことは被保険者に対して周知する必要があるが、その手段としては、

- (1) 現に受けている認定の受付の際に窓口においてお知らせするほか、
 - (2) 被保険者証に記載する
 - (3) 保険料の納入通知書等の中にお知らせを同封する
 - (4) サービス提供の際に周知するようサービス事業者に依頼する
- などが考えられる。

②変更認定

○被保険者の心身の状況に変化があり、現在の要介護区分の変更が必要な場合に申請可能

※ 短期間に繰り返し認定申請が行われる場合の対処方法については、
13～14頁参照のこと

2. 資格者証の発行について

○資格者証は、認定申請中の被保険者に対して、認定結果が出るまでの間に、被保険者に対して交付する暫定の被保険者証である。（様式は、11年4月の「市町村の事務処理手順・様式」参照）

○資格者証の有効期限等の具体的取扱いについては現在検討中。

3. 保険料滞納者対策

○以下に掲げる者については、原則として要介護認定結果の通知の時点から、償還払い化、支払の一時差止又は給付額減額等の措置を講ずる必要がある場合があるので、保険料滞納状況の確認等を行う必要がある。

- ①現に保険料を滞納している第1号被保険者
- ②消滅時効にかかる未納保険料を有する第1号被保険者
- ③現に医療保険料等を滞納している第2号被保険者

○具体的な運用方法等については、11年4月の「市町村の事務処理手順・様式」等を参照のこと。

4. 調査・判定

(1) 主治医の意見書

①主治医の有無の確認

○主治医がない場合には、被保険者は指定医の診断を受ける

⇒診断命令書の作成・送付（様式は11年4月の「市町村の事務処理手順・様式」参照）

②指定医の選定の考え方

○医師会等の関係団体の協力を得て、意見書記載を委託する医師を特定した上で、申請者の住所地の近隣にあるなど、受診の利便のよい医師を指定することが考えられる。

・ 地域の関係団体の協力を得て、意見書記載に関する業務を委託する医師を登録した上で、その中から申請者の住所地の近隣にあるなど、申請者にとって受診の便がよい医師を指定することが現実的な対応と考えられる。

・ 意見書を記載する医師について本人の希望がある場合は、通常の申請と同様の手続きにより当該医師に記載を依頼することとし、指定医による意見書の記載として取り扱わないこととする。

・ なお、本業務を委託する医師については、高齢者介護（医療を含む。）に関する実務経験を有することが望ましく、都道府県又は医師会等が主治医意見書の記載についての研修等を行った場合には、当該研修を受講した医師に記載を依頼することを原則とする。

③主治医の意見書の受領方法（11年4月全国会議資料209頁～210頁参照）

○入手方法としては、医師会等の関係団体等と調整の上、以下の3つの方法等が可能。イ）及びウ）の方法を採るのは、更新認定等、あらかじめ被保険者が申請を行うことが明らかな場合が想定される。

ア）市町村から主治医に直接依頼・主治医から市町村へ直接送付

（市町村から主治医への提出依頼書の様式は、11年4月の「市町村の事務処理手順・様式」参照）

イ）被保険者が主治医にあらかじめ依頼・主治医から市町村へ提出

ウ）被保険者が主治医にあらかじめ依頼・主治医から被保険者を經由して提出

(2) 訪問調査の実施（調査委託の考え方）

（11年4月全国会議資料32頁参照）

①訪問調査の実施方法

○市町村は訪問調査を、

- ア) 市町村の職員で直接実施することのほか、
 - イ) 指定居宅介護支援事業者に委託
 - ウ) 介護保険施設に委託
- することが可能。

○イ) 及びウ) については、一定期間ごとに市町村職員が調査を実施することとする。なお、一定期間の具体的な期間については、調査の公平性・客観性の担保が図られるという観点及び各市町村の体制等を考慮して、各市町村において判断されたい。

また、指定居宅介護支援事業者等（指定居宅介護支援事業者及び介護保険施設）の訪問調査に疑義がある場合は、随時、市町村職員が調査を実施する。

②委託の方法

○委託先の選定方法（指定居宅介護支援事業者又は介護保険施設であることが前提）

・次のような基準により公平、公正に委託すること

ア) 在宅介護支援センターの委託を受けている施設、事業者のみに委託
イ) 社会福祉事業団、福祉公社等の第三セクター、市町村に準ずる公的団体のみに委託

ウ) 医師会、看護協会、社会福祉協議会等の公的団体に委託

エ) 公私・医療・福祉を問わず幅広く委託 等

○指定居宅介護支援事業者等に委託する場合には、市町村は、委託契約を締結するとともに、個々の被保険者の訪問調査案件について依頼。

（調査依頼書の様式については、11年4月の「市町村の事務処理手順・様式」参照）

○委託契約書においては、不正な調査が行われた場合等について、調査委託契約の取消を行う旨明記することが必要。

訪問調査の委託契約書の標準様式は15～17頁参照のこと。

○なお、介護保険法上、調査結果について虚偽の報告をした場合については、指定等の取消を行うことが可能であり、また、市町村はその旨都道府県に通知することができることとなっている。

③調査員の職種等

○指定居宅介護支援事業者等に委託する場合には、実際の調査は介護支援専門員のみが実施可能。

ただし、平成12年4月1日前に実施する訪問調査に限り、

・介護保険施設における看護又は介護の提供に係る計画等の作成に関し経験のある看護職員、支援相談員又は生活相談員等

- ・介護支援専門員実務研修受講試験合格者であるが実務研修を修了していない者

でも可能との取扱いとする（省令を改正して位置付ける予定）。ただし、都道府県の行う訪問調査員等研修を受講した者に限る。

- 市町村職員の場合は、所要の研修を受けた医療・保健・福祉の専門家（医師、保健婦、福祉事務所のケースワーカー等）
- 調査員は、常勤・非常勤の別は問わない。

④調査委託の実施地域

- 委託事業者ごとに調査実施地域を設定することも可能。
- 住所地特例者の訪問調査については、
 - ア) 当該施設に委託する
 - イ) 施設所在地市町村に調査を依頼する
 - ウ) 保険者市町村自らが調査を行うといった対応が考えられる。

(3) 認定審査会（合議体）における審査・判定

- 主治医の意見書、一次判定結果、訪問調査の際の特記事項をもとに、合議体において、審査判定
- 認定審査会（合議体）は、審査判定結果を市町村に対して通知

①認定審査会の審査判定等の内容

- 要介護状態等
 - ・要介護状態又は要支援状態にあるか
 - ・要介護状態にある場合にはその要介護度
- (・第2号被保険者の場合には主治医の意見書により要介護状態等の原因が特定疾病であることの確認)
- 認定審査会意見等
 - 必要に応じて
 - ア) 被保険者の要介護状態等の軽減又は悪化の防止のために必要な療養に関する事項
 - イ) 指定居宅サービス又は指定施設サービスの有効な利用等に関し被保険者が留意すべき事項（認定審査会意見）
- 有効期間に関する意見（6. 参照）
 - 「現在の状況がどの程度継続するか」との観点から以下の考え方を基本に検討を行い、必要に応じて意見を付す。

＜認定の有効期間を短縮する場合＞

- ・発症早期であって、身体上または精神上の障害の程度が6か月以内において変動しやすい状態にあると考えられる場合
- ・施設から在宅、在宅から施設に変わる等、置かれている環境が大きく変化する場合等、審査判定時の状況が変化する可能性があると考えられる場合
- ・その他、認定審査会が特に必要と認める場合

＜認定の有効期間を延長する場合＞

- ・身体上または精神上の障害の程度が安定していると考えられる場合
- ・同一の施設に長期間入所しており、かつ長期間にわたり要介護状態区分に変化がない場合等、審査判定時の状況が、長期間にわたって変化しないと考えられる場合
- ・その他、認定審査会が特に必要と認める場合

②サービスの種類指定

○市町村は、認定審査会意見等のうちア)にかかる意見が付された場合には、それに基づきサービスの種類指定を行うことができる。

サービス種類を指定することにより、指定されたサービス以外のサービスは利用できないことから、申請者の状況について具体的に検討の上、種類を指定する必要がある。

なお、種類の指定にあたっては、「通所リハビリテーションを含む居宅サービス」等、複数のサービスを組み合わせての指定を行うことも可能である点に留意する。

③有効期間の短縮延長

○有効期間に関する意見が付された場合には、市町村は、当該意見に基づき、期間の短縮又は延長を行うことが可能（6. 参照）

5. 認定結果の通知

(1) 認定結果通知書等

○市町村は、認定審査会の審査判定結果に基づき認定結果を通知

（認定結果通知書の様式は11年4月の「市町村の事務処理手順・様式」参照）

- ・認定結果（要介護度等）

- ・その理由
 - ・認定の有効期間
 - (・サービスの種類指定)
- 保険料の滞納者に対する措置については、別途通知書が必要
(様式は11年4月の「市町村の事務処理手順・様式」参照)

(2) 被保険者証の記載

- ・認定結果等は被保険者証に記載することが必要。
- ・あわせて、保険料滞納者措置を講ずる場合には、原則として、その旨も記載が必要。
- ・また、既に居宅介護支援事業者等の届出を受けている場合には、その記載も行う必要がある。

6. 認定の有効期間及び効力発生時期等（概説）

* 詳細は、18～23頁参照

(1) 期間

- 原則6か月。
 - 端数期間（月途中で新規認定申請した場合等の申請日から当該月の末日までの期間）は、認定期間に加える。
 - 認定の有効期間満了日は、必ず月の末日になる。
- 6か月は、認定審査会の意見に基づき変更可能（3か月、4か月、5か月、7か月、8か月、9か月、10か月、11か月、12か月のいずれか）
 - ・原則は、短縮のみ
 - ・要介護更新認定、要支援更新認定は延長も可能
- 平成12年9月30日までに行う認定については、認定審査会の意見がなくとも変更可能であり、かつ、新規認定であっても延長可能
 - ←一定時期に更新時期が集中することを避ける。

(2) 認定の効力発生時期

- 新規認定
 - ・認定申請日
- 更新認定
 - ・前回の認定の有効期間満了日の翌日（月の初日となる）
 - ・従前の要介護度が変わった場合等であっても同様に前回の認定の有効期間の満了日の翌日とする（（4）参照）。

○変更認定

- ・認定申請日
- ・「みなし更新認定」（（3）参照）については、更新認定同様、前回の認定の有効期間の満了日の翌日

○職権変更認定

- ・職権変更を行った日

（3）みなし更新認定

- 変更認定申請した場合であって、審査判定の結果、従前の要介護度に変化がなく、かつ、申請日が有効期間満了日の60日前以内の場合、要介護更新認定申請が行われ、それに対する処分がなされたものとみなす。
- また、要支援認定を受けている者が、有効期間満了日の60日前以内に要介護認定申請をした場合であって、審査判定の結果、従前どおり要支援と判定された場合については、要支援更新認定申請が行われ、それに対する処分がなされたものとみなす。

（4）要介護更新認定・要支援更新認定の取扱いについて

- 要介護更新認定の際に要介護度が変化していた場合、変化した後の要介護度による更新認定を行うこととなる。なお、この場合の有効期間は、現に受けている認定の要介護度より高い場合であっても低い場合であっても、また、要支援として認定された場合であっても、現に受けている認定の有効期間の満了日の翌日からとなる（（2）参照）。
- 要介護更新認定の際に、被保険者の要介護度が現に受けている認定の要介護度よりも著しく下がっている場合（3段階以上の低下を目安とする）であって、現に受けている有効期間の満了日が到来していない場合については、申請を却下した上、職権により要介護状態区分の変更を行うことが適当。
- 同様に、居宅要介護被保険者の状態が「要支援状態」であった場合であって、現に受けている要介護認定の有効期間の満了日が到来していない場合についても、申請を却下した上、職権により要介護認定の取消及び要支援認定を行うことが適当。居宅要介護被保険者の状態が「自立」であった場合であって、現に受けている要介護認定の有効期間の満了日が到来していない場合についても、申請を却下した上、職権により取消を行うことが適当。

- 要支援更新認定の取扱いも、基本的には要介護更新認定の場合と同様である。

なお、要支援更新認定申請を受けた審査判定の結果、要介護であることが判明した場合については、要介護認定申請とみなして要介護認定を行うこととされている。

◎ 更新認定申請が行われた場合の取扱い（例）

現に受けている認定の要介護度	更新（区分変更）申請の際の判定に基づく要介護度	取扱い
2	5	現に受けている有効期間の満了日の翌日から「要介護5」
5	3	現に受けている有効期間の満了日の翌日から「要介護3」
5	1	申請を却下した上、職権で「要介護1」に区分変更認定
1 （在宅）	要支援	申請を却下した上、職権で要介護認定を取り消し、要支援認定
1 （在宅）	自立	申請を却下した上、職権で要介護認定を取消し
要支援	1	要支援更新認定申請を要介護認定申請とみなして要介護認定処分（現に受けている要支援の有効期間の満了日の翌日から「要介護1」）

7. 要介護被保険者等の住所変更（認定申請中の被保険者の取り扱いを含む） （受給資格証明書）

- 転出前の市町村で要介護認定を受けていた者は、当該市町村における審査判定結果に基づいて認定を受けることができることとされている。
- このため、転出前の市町村が当該要介護被保険者等に交付する書類が受給資格証明書である。
- 受給資格証明書により認定する場合の具体的な取扱いについては、現在検討中。

8. 施行日前の要介護認定について

- ※ 詳細は、24～26頁参照
- ※ 平成11年度における様式について、27～32頁参照のこと。
ただし、前回示したものから変更が必要なもののみ掲載している。

（1）開始時期

- 平成11年10月から認定申請の受付を開始する。
ただし、市町村によってこの時期が前後することは問題ない。

（2）認定までの日数

- 通常の場合と同様、原則30日以内に行うことが望ましい。
- 30日を超える場合には、通常の場合と同様、理由等を通知することが望ましい。

（3）被保険者の状態が変更した場合

- 被保険者の状態が変更した場合、通常の場合と同様、再度認定申請を行うことは可能。
- 通常の場合は、「変更認定」となるが、変更認定として取り扱う必要はなく、新規の認定が行われたものと整理。（後の認定結果が優先される）

（4）認定の効力

- 認定の法的効力は、12年4月1日を待って発効する

（5）不服審査請求

- 施行日前であっても、審査判定結果が通知された時点から審査請求の提

起が可能

- 施行日前の認定が法的効力を発するのは12年4月1日であり、かつ、認定の根拠たる法律の施行日も同日であるので、審査請求は12年4月1日の翌日の60日後（12年5月31日）まで可能
- 取消となった場合は、裁決の趣旨を踏まえて認定のやり直しを行う（施行日後も同様）。

※ 資格者証（暫定的な被保険者証）は、更新申請もなく、また、介護保険サービスを受けることもないため、特に交付を要しない。
受給資格証明書は交付が必要。

9. 認定関係の資料の情報開示について

○ 要介護認定に使用した

- ・ 主治医意見書
- ・ 認定調査結果
- ・ 一次判定結果

等の資料の取扱い及び

- ・ 認定審査会の議事録

等の資料について、個別に情報開示請求等がなされた場合の取扱いについては、自治事務たる市町村事務に係る情報であるので、各市町村の情報公開条例等に従い、各市町村の判断により情報を開示するか否かを決定していただくことが基本と考えている。

○ ただし、情報開示に係る決定に当たっては、その決定過程の透明性の確保の観点から、

- ・ 認定調査結果
- ・ 一次判定結果
- ・ 主治医意見書

等、審査判定を行うに当たり用いる資料について、当該認定に係る被保険者本人からの請求があった場合には、基本的に開示することが適当と考える。

○ しかしながら、主治医の意見書については、被保険者本人に対して告知していない病名等が記載されていることもあるから、情報開示に当たっては、当該主治医等と協議を行うことが必要と考える。

- また、認定審査会の議事録については、個別の委員がどのような発言を行い、判断を行ったかについてまで情報開示することは、認定審査会の適切な運営が確保されなくなるおそれもあることから、発言した個別の委員が同定されないよう配慮することが必要と考える。

短期間に繰り返し行われる要介護認定の申請への対処について

1. 基本方針

以下の場合のように、同一の被保険者から短期間に要介護認定の申請が繰り返し行われる場合には、その受理に際し、事務処理の効率化の観点から、申請者に対し必要な助言指導等を行う等の取り扱いを行う必要がある。

- ① 前回の申請に対する認定がまだなされていないのに、新規の要介護認定若しくは要支援認定の申請又は要介護状態区分の変更の認定の申請（以下「変更申請」という。）が繰り返しなされる場合
- ② 前回の認定から非常に短い期間しか経過していないのに、新規の要介護認定若しくは要支援認定の申請又は変更申請が繰り返しなされる場合。

2. 要介護認定の申請中の新たな申請について

(1) 申請の理由の確認

申請の受理に際し、申請の理由を確認し、必要に応じて以下の取り扱いを行うこと。

- ① 前回の申請に係る訪問調査の結果に不満がある場合等、介護保険審査会に対する審査請求をすべき場合には、その旨を説明すること。
- ② 理由に乏しい認定申請が、極めて頻繁に行われるような場合については、申請者に対し、要介護状態、要支援状態の定義等についてよく説明するなど、特に配慮をすること。

(2) 訪問調査の時期を踏まえた取り扱い

- ① 新たな申請が、前回の申請に係る訪問調査が行われる前になされる場合は、前回の申請に係る認定も、新たな申請に係る認定も、同一の訪問調査を基に行われることとなり、新たな申請の意味がないので、事情を説明の上、申請を受理しないものとする。
- ② 在宅の被保険者からの新たな申請が、前回の申請に係る訪問調査が行われた後、認定審査会による審査判定前になされる場合は、認定審査会の事務の効率化の観点から、前回の申請に係る訪問調査のやりなおしをすることとし、その旨を説明の上、新たな申請を受理しない、という取り扱いもありうる（こうした取り扱いをしても、支給限度額の観点からは申請者には不利益が及ばない。ただし、申請から認定までの期間が30日を超える事態が生じやすくなる点に留意する必要あり）。

(3) 受理された申請の法的位置づけ

- ① 受理された申請の法的な位置づけについては、前回の要介護認定の結果に

より事後的に変動するものであることに留意すべきこと。

- イ 前回の認定結果が自立であれば、新たな申請は新規の要介護認定又は要支援認定の申請ということとなり、
 - ロ 前回の認定結果が要支援であれば、新たな申請は新規の要介護認定となり、
 - ハ 前回の認定結果が要介護であれば、新たな申請は要介護変更認定の申請となるものであること。
- ② なお、居宅要介護者等について、前回の認定結果が要介護5であれば、申請者に事情を説明の上、新たな申請を取り下げてもらおうという取り扱いとすること。

3. 前回の認定直後の新たな申請について

申請の受理に当たって、2（1）と同様の取り扱いとすること。

要介護認定調査委託契約書標準様式（案）

〇〇市（以下「甲」という。）と _____（事業者名）
（以下「乙」という。）とは、要介護認定調査の事業の委託に関して、次のとおり契約を締結し、信義に従い誠実にこれを履行するものとする。

（委託内容）

第1条 甲は、要介護認定調査の事業を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

（実施方法）

第2条 甲は、乙に対し、調査対象者を通知する。乙は当該調査対象者に対し、要介護認定調査を実施し、その結果を受領後甲の定める期日までに甲に報告する。

また、本契約書に定めのない事項等については、甲、乙協議のうえ、別途定めるものとする。

（受託者の義務）

第3条 乙は、介護支援専門員その他、介護保険法第27条第3項に基づく厚生省令で定める者に要介護認定調査を行わせるものとする。

2 乙は、受託業務の開始に際しては、予め要介護認定調査に従事する者に係る名簿及び資格等を有する証明書の写しを甲に提出するものとする。

3 乙は、要介護認定調査に従事する者について、その研修の機会を確保し、もってその資質の向上に努めるものとする。

4 乙は、要介護認定調査に従事する者に対し、以下の任務を遂行させる義務を甲に対して負うものとする。

(1) 対象者への訪問を行うとともに、要介護認定調査を適正に実施する。

(2) 速やかに甲に(1)の調査結果を報告する。

（履行場所）

第4条 乙は、甲が定める区域に住所を有する被保険者（他市町村の介護保険施設に入所している者を除く）に係る要介護認定調査の事業を実施する。

（委託料）

第5条 甲は、要介護認定調査の事業の委託料として、次に定めるところにより、算定される額を乙に支払うものとする。

在宅の認定調査1件あたり	円
施設の認定調査1件あたり	円

(委託料の支払い)

第6条 乙は毎月業務終了後、甲の定める期日までに当該月の費用を甲に請求するものとする。

2 甲は、前項に基づき乙からの適正なる請求書の受理後30日以内に、甲の定める指定金融機関において乙に対し、委託料を支払うものとする。

(権利義務の譲渡等の制限)

第7条 乙は、本契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ又はその権利を担保に供してはならない。

(再委託の禁止)

第8条 乙は、委託業務の全部又は一部を第三者に再委託してはならない。ただし、甲が特別に認める場合については、この限りではない。

(業務実施の指示)

第9条 甲は、委託業務について、乙に必要な指示をすることができるものとする。

(移動手段)

第10条 要介護認定調査に必要な移動の手段は、乙が用意するものとする。

(秘密の保持)

第11条 乙及び要介護認定調査に従事する者は、委託業務の実施に当たり業務上知り得た要介護認定調査の対象者又はその家族の秘密を洩らしてはならない。

(事故発生時の対応)

第12条 乙は、要介護認定調査の際に、事故が発生した場合には速やかに甲、要介護認定調査の対象者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、要介護認定調査の対象者に対する要介護認定調査により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行わなければならない。

(関係書類の整備)

第13条 乙は、受託業務に関する書類を事業所に整備しなければならない。

(報告書の提出)

第14条 乙は、毎月の受託業務の実施状況を甲の定める期日までに文書により甲に報告しなければならない。

2 甲は、必要と認めるときは乙に受託業務の実施状況の報告を求めることができる。

(立ち入り調査)

第15条 甲は、委託業務について、乙の事業所に対し、立ち入り調査し、必要な報告を

求め、委託業務の実施について必要な指示を乙に与えることができる。

(契約の解除)

第16条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 指定居宅介護支援事業者又は介護保険施設の指定を取り消されたとき
- (2) 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準、又は指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準に違反し、委託業務を適切に行うことが困難であると認められるとき。
- (3) 不正な調査を行うなど本契約又は本契約に基づく指示に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないと認められるとき。

(疑義の解決)

第17条 本契約に定める事項その他要介護認定調査の業務上の必要な事項について疑義が生じた場合には、甲乙協議して解決するものとする。

(委託期間)

第18条 本契約の有効期間は、平成〇〇年〇〇月〇〇日から平成〇〇年〇〇月〇〇日までとする。

本契約の締結を証するため、本書2通を作成し、当事者双方記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

(甲) 委託者 所在地
名称 〇〇市
代表者職氏名 〇〇市長 〇〇 〇〇

(乙) 受託者 所在地
名称
代表者職氏名

要介護認定等の有効期間について

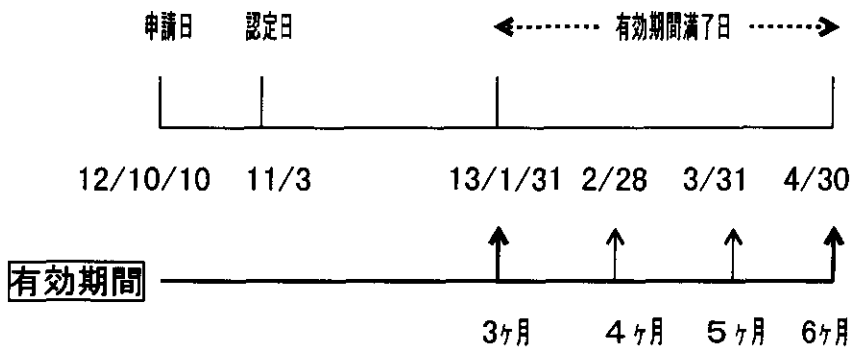
介護認定及び要支援認定の有効期間

→ 原則として6ヶ月間（介護保険法施行規則第38条、第52条等）

- 要介護認定等の有効期間については、要介護状態が「6ヶ月間にわたり継続して常時介護を要する状態」であることとの均衡上、6ヶ月間（月途中の申請の場合は、その月の月末までの期間+6ヶ月。以下同じ。）を原則としている。

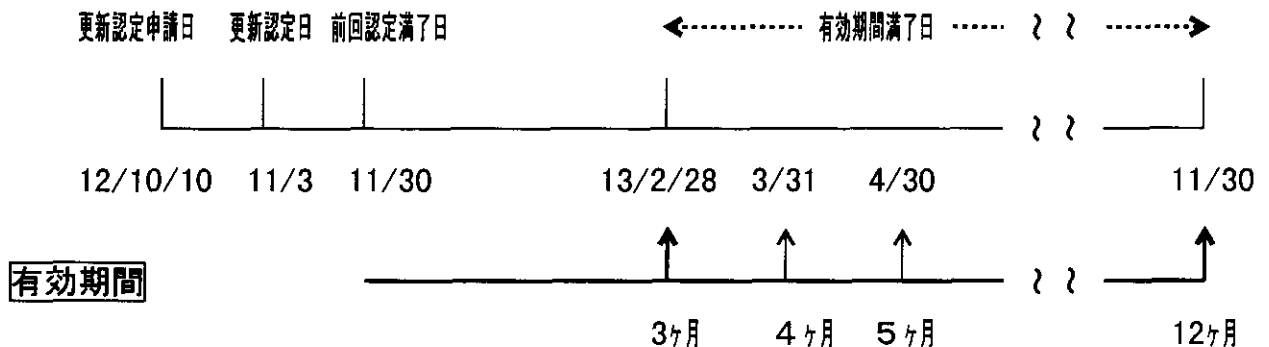
(1) 新規認定

- 市町村が認定審査会の意見に基づき特に必要と認める場合にあっては、3ヶ月～5ヶ月の範囲で月を単位として定めることが可能。
これは、被保険者の状態区分が6ヶ月以内に変化することが見込まれる場合を想定したもの。



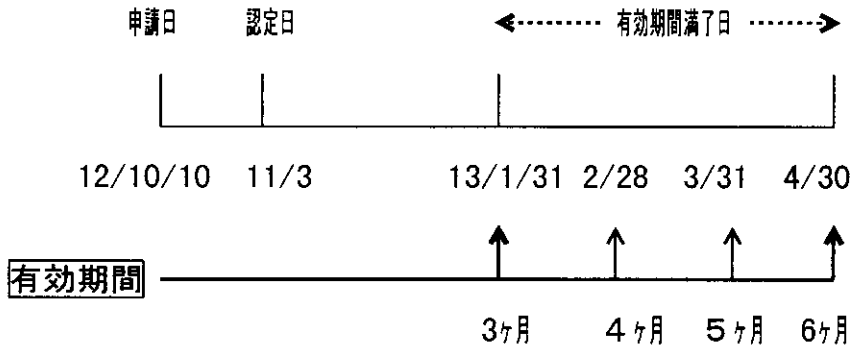
(2) 更新認定

要介護更新認定及び要支援更新認定については、その者の要介護状態が当分変化することが見込まれない場合も想定されるので延長も可能とし、3ヶ月～5ヶ月又は7ヶ月～12ヶ月の範囲で月を単位として定めることが可能。



(3-1) 区分変更認定

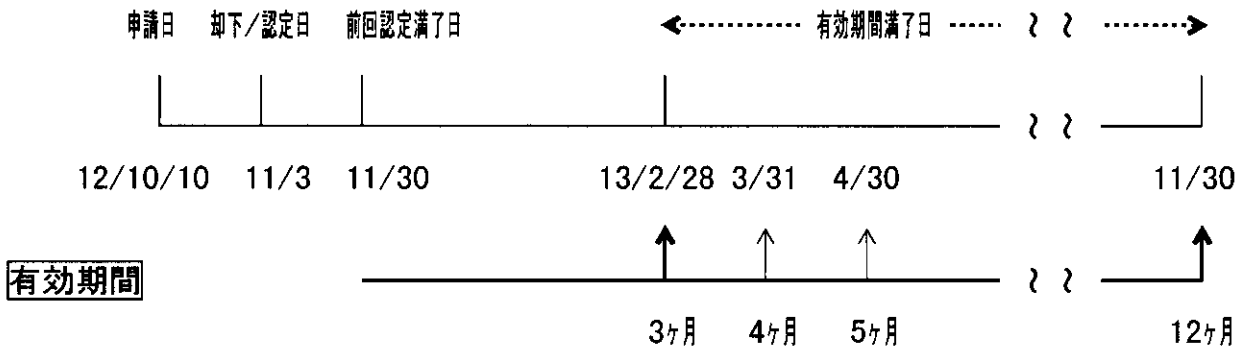
要介護状態区分の変更の認定を行った場合の有効期間については、新規の要介護認定と同様、3ヶ月～5ヶ月の範囲で月を単位として変更可能とする。



(3-2) 区分変更認定（みなし更新認定）

（前回認定満了日前60日以内の申請で却下された場合）

区分変更認定申請の場合、前回認定満了日前60日以内の申請について、却下された場合（つまり、要介護状態区分に変更がなかった場合）は、当該申請について、更新認定の申請がなされたものとみなし、更新認定をすることになる。

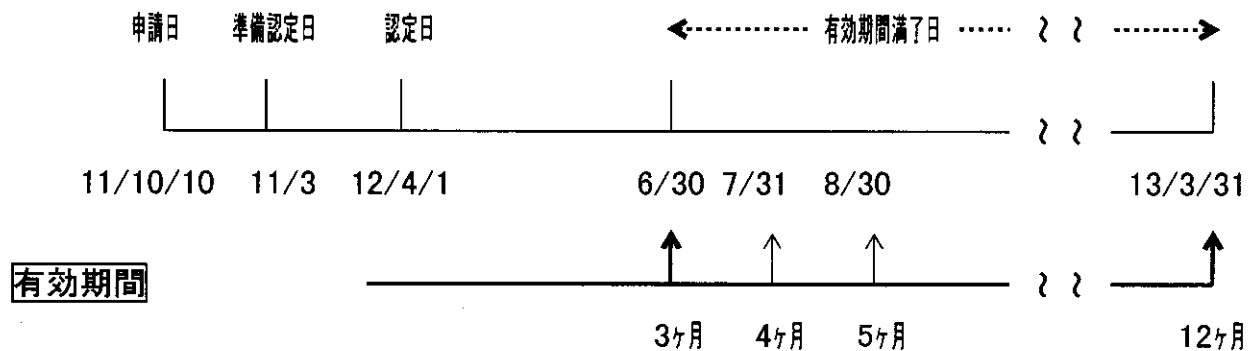


(4) 新規認定（認定日が施行から6ヶ月間以内の場合）

- 施行日後6ヶ月間に行われる要介護認定（つまり、平成12年4月1日～9月30日の間に行われる認定。準備要介護認定期間中に行われる準備認定についても、処分日は平成12年4月1日であるため、含まれる。）については、事務処理の平準化の観点（6ヶ月を原則とした場合、6ヶ月後に再び更新認定申請が集中するおそれがある）から、新規認定であっても、また、認定審査会による意見がなくても、3ヶ月～12ヶ月の範囲で月を単位として有効期

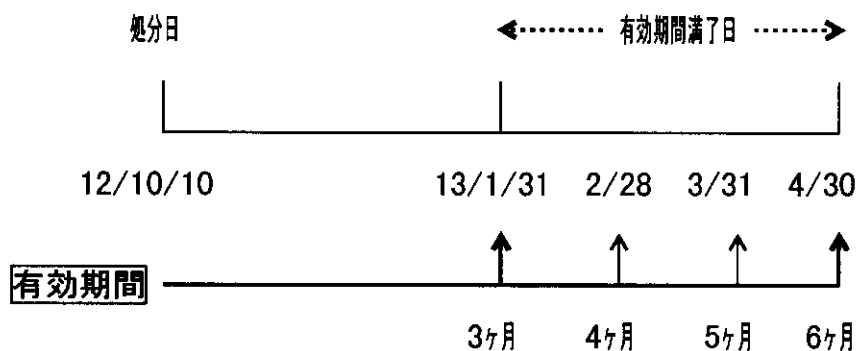
間を設定できる（介護保険法施行規則附則第3条）。

- この場合であっても、認定審査会の意見があれば、当該意見を優先して有効期間を設定する。
- なお、この特例の対象となるのは、新規認定の場合のみであり、更新認定、変更認定等の場合については、このような取扱いは行えない。



(5) 職権による区分変更

- 職権による区分変更認定が行われた場合における有効期間の始期は、当該処分が行われた日からとなり、有効期間の取扱いについては、新規認定、区分変更認定の場合と同様、6ヶ月を原則としつつ、3ヶ月～5ヶ月の範囲内で月を単位として変更可能とする。

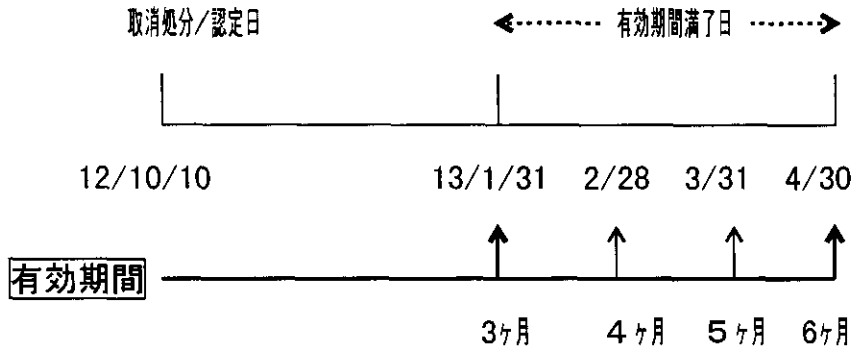


(6) 要介護認定の取消に伴う要支援認定

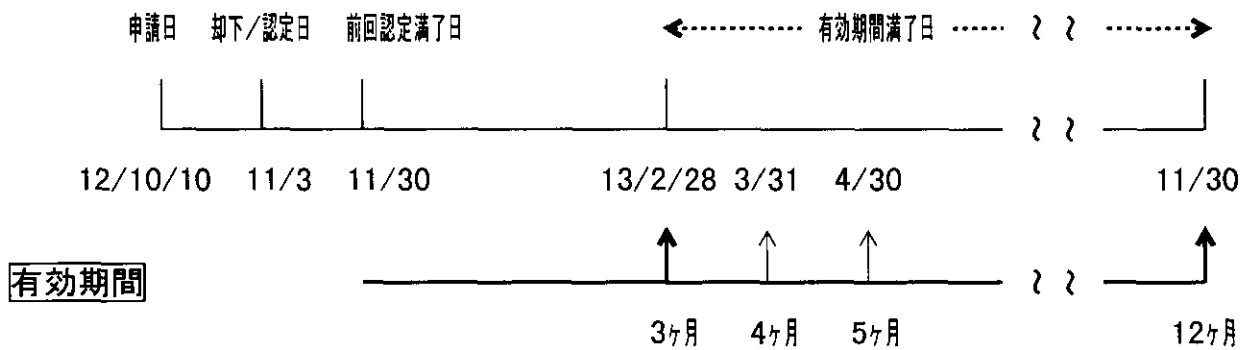
- 要支援認定に係る有効期間については、基本的に上記と同様の取扱いとなるが、要支援認定には区分変更（職権によるものを含む。）がない一方で、

要介護認定の取消に伴う要支援認定や、要支援認定を受けている者が有効期間の満了日前60日以内に要介護認定の申請を行い却下された場合の取扱いなど要支援認定に特有の事例がある。

※要介護認定の取消に伴う要支援認定



※要支援認定を受けている者が有効期間満了日60日以内に要介護認定の申請を行い却下された場合のみなし要支援更新認定



要介護認定の申請区分と有効期間等の整理

	申請区分	申請書	決定	通知書	有効期間	備考 *は、取扱い方針
新規	要介護認定申請	要介護(更新)認定・ 要支援(更新)認定申請書	要介護	結果通知書	申請日～6月間	申請者が要支援者であり、前回有効期間 修了日の60日以内の場合、みなし更新
			要支援		なし	
			非該当			
			みなし要支援			
			みなし非該当			
			却下(※)		却下通知書	
	取り下げ	なし				
	要支援認定申請	要介護(更新)認定・ 要支援(更新)認定申請書	要介護	結果通知書	申請日～6月間	
			要支援		なし	
			非該当			
			みなし要支援			
			みなし非該当			
却下(※)			却下通知書		なし	
取り下げ	なし					
更新	要介護更新認定申請	要介護(更新)認定・ 要支援(更新)認定申請書	要介護*	結果通知書	前回認定終了日の 翌日～6月間	*要介護度が3以上低下の場合は、申請 却下のうえ、職権変更
			要支援*		(残りの有効期間)	*申請却下のうえ、職権による取消・要支 援認定
			非該当			
			みなし要支援			
			みなし非該当			
			却下(※)		却下通知書	残りの有効期間
	取り下げ	なし				
	要支援更新認定申請	要介護(更新)認定・ 要支援(更新)認定申請書	要介護	結果通知書	前回認定終了日の 翌日～6月間	
			要支援		(残りの有効期間)	*職権による取消
			非該当			
			みなし要支援		前回認定終了日の	

			みなし非該当		翌日～6月間	
			却下(※)	却下通知書	残りの有効期間	
			取り下げ	なし		
変更	区分変更申請 有効期間の60日以内 要支援者は区分変更 申請ができない	区分変更申請書	要介護(区分変更あり)	区分変更通知書	申請日～6月間	
			却下(区分変更なし)	却下・結果通知書	前回認定終了日の 翌日～6月間	みなし更新
			要支援	却下・取消・結果	決定日から6月間	
			却下(※)	却下通知書	残りの有効期間	
			取り下げ	なし		
	区分変更申請 有効期間の61日以前 要支援者は区分変更 申請ができない	区分変更申請書	非該当	却下・取消通知書	なし	
			要介護(区分変更あり)	区分変更通知書	申請日～6月間	
			却下(区分変更なし)	却下通知書	残りの有効期間	
			要支援	却下・取消・結果	決定日から6月間	
			却下(※)	却下通知書	残りの有効期間	
職権	職権変更 (要介護者)	なし	取り下げ	なし		
			非該当	却下・取消通知書	なし	
			要介護	区分変更通知書	決定日～6月間	
			要支援	取消・結果通知書		
職権	職権変更 (要支援者)	なし	非該当	取消通知書	なし	
			要介護	区分変更通知書	決定日～6月間	
種類変更	種類変更 (要介護・要支援者)	サービスの種類指定変更申請書	種類変更	サービスの種類 指定結果通知書	決定日から残りの有効 期間	
転入	14日以内の申請	受給資格証明書	転出市町村の要介護度	結果通知書	検討中	

* 申請日～6月間

申請日の属する月までの期間+3月間～6月間

申請日が月の初日の場合3月間～6月間

* 前回認定終了日翌日から6月間 前回認定終了日翌日から3月間～12月間

* 「みなし要支援」「みなし非該当」は特養の旧措置入所者に対する認定結果

* 却下(※)は、形式要件に該当していない場合を想定